

手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

| 新 | | | 旧 | | |
|--|--|------|---|---|------|
| <u>株券等に関する手数料及びその料率</u> | | | <u>手数料及びその料率</u> | | |
| <p>1. 株券等に関する業務規程（以下「業務規程」という。）第 111 条第 2 項に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1) 株券</p> | | | <p>1. 業務規程第 111 条第 2 項に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1) 株券</p> | | |
| 区分 | 徴収対象者 | 徴収料率 | 区分 | 徴収対象者 | 徴収料率 |
| (略) | | | (略) | | |
| 振替手数料 | (1) 株券等に関する業務規程施行規則（以下「業務規程施行規則」という。）第 41 条第 1 項各号に規定する振替請求（同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。）に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者（質権者を含む。）同規則第 52 条第 1 項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方 DVP 参加者、同規則第 53 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求又は同規則第 53 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求（当該振替請求に DVP 口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。）に基づく振替においては受方 DVP 参加者 | (略) | 振替手数料 | (1) 業務規程施行規則第 41 条第 1 項各号に規定する振替請求（同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。）に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者（質権者を含む。）同規則第 52 条第 1 項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方 DVP 参加者、同規則第 53 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求又は同規則第 53 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求（当該振替請求に DVP 口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。）に基づく振替においては受方 DVP 参加者 | (略) |
| | (略) | (略) | | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | | (略) | (略) |
| (略) | | | (略) | | |
| (注) 1. ~ 5. (略) | | | (注) 1. ~ 5. (略) | | |
| (2) ~ (5) (略) | | | (2) ~ (5) (略) | | |
| <p>2. 業務規程第 111 条第 2 項に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> | | | <p>2. 業務規程第 111 条第 2 項に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> | | |

| 区分 | 徴収対象者 | 徴収料率 |
|-----------------------|---------------------------------|---|
| (略) | | |
| 新株予約権の行使事務代 hands 手数料 | 預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使申出を行った参加者 | <p>次の(1)の金額に(2)又は(3)により得られた金額を加算した額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>各社債の金額が1,000万円以下の場合</u>は、<u>新株予約権の行使を行った新株予約権付社債券の各社債の金額1円につき</u> 0.00006円</p> <p>(3) <u>各社債の金額が1,000万円超の場合</u>は、<u>新株予約権の行使1件につき、次の料率とする。</u></p> <p>イ <u>行使総額が1億円以下の部分</u> (2)の料率</p> <p>ロ <u>行使総額が1億円超10億円以下の部分</u> (2)の料率の70%</p> <p>ハ <u>行使総額が10億円超の部分</u> (2)の料率の60%</p> |
| (略) | | |

(注) 1. ~ 5. (略)

附 則

この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

| 区分 | 徴収対象者 | 徴収料率 |
|-----------------------|---------------------------------|--|
| (略) | | |
| 新株予約権の行使事務代 hands 手数料 | 預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使申出を行った参加者 | <p>次の(1)及び(2)により得られた金額を加算した額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>新株予約権の行使を行った新株予約権付社債券の各社債の金額につき</u> 60円</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> |
| (略) | | |

(注) 1. ~ 5. (略)